【資料②】

学校給食費等Web口座振替受付サービス業務委託 仕様書

1 取扱業務の内容

本業務は豊見城市立学校給食センター(以下、「本市」という)が徴収する 給食費等を納付するため実施している口座振替・ 自動払込(以下、「口座振 替等」という)の受付をインターネット上でも可能とするサービス(以下、 「Web口座振替受付サービス」という)を業務委託するにあたり、必要な 事項を仕様として次に定める。

2 委託業務の内容

- (1) 実施機関 契約締結日から令和4年3月10日まで
- (2) 実施場所 豊見城市立学校給食センターが指定する場所
- (3) 業務内容
- ①受託者は、口座振替の新規申込者がインターネット上で口座振替を申し込むにあたり、利用規約の表示、税目・金融機関の選択、納付者情報の入力、受付結果の表示といった申込から登録までの一連の作業を完了させる機能を準備する。
- ②受託者は、上記機能により口座振替等の申込みがあった際、㈱NTTデータが提供するネット口座振替受付GWサービスへの接続を行ったうえで、対象金融機関に新規申込者の口座情報の照会・登録依頼を行う。
- ③受託者は、対象金融機関への口座情報登録が完了した後、申込者と本市 に対し口座振替等受付結果を還元する。申込者に対しては、メール等に より通知する機能、あるいは受付完了を確認出来る機能を準備する。
- ④受託者は、Web 口座振替受付サービスの実施にあたり、業務を円滑に開始するため、次の事項にかかる準備を行うこと。 なお、受託者は準備期間中に生じた問題を解決するため、本市と協議の
 - なお、受託者は準備期間中に生じた問題を解決するため、本市と協議の うえ、必要な措置を講じるものとする。
- (ア)本市が別途契約する5(2)の金融機関と連携するために必要な接続サービスがあれば間接契約を行う。また、今後、金融機関を追加するときも対応可能とする。
- (イ) 申込者の基本情報や対象科目の情報、口座情報等を入力する画面の準備
- (ウ) 金融機関とシステム上の通信接続試験等を行い、業務開始までに口座振 替等受付結果を本市へ正常に引き継ぐための準備

3 業務のスケジュール

受託者は、令和4年4月から申込者受付開始を前提とした全体のスケジュール・業務運営体制を本市へ提出する(様式任意)。ただし、金融機関の都合等により開始時期を変更する場合には、本市及び受託者間で別途調整する。

4 実施体制

委託業務の実施にあたって、以下の事項を遵守すること。

- (1)業務従事者の中から本市との情報共有、業務の進捗・課題管理を行う責任者を1名選任し、書面にて事前に本市へ通知すること。
- (2)受託者は本業務を自ら行い、事前の承認がなければ、第三者にその処理を委託してはならない。
- 5 サービスを構築するうえでの留意点
 - (1)対応するチャネルは以下のとおりとする パソコン、スマートフォン、タブレット端末等
 - (2)対応する銀行

琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、 ゆうちょ銀行、沖縄県農業協同組合

- ※金融機関数については、今後増減することがある。
- ※金融機関の合併や名称変更がある場合は、本市と調整のうえ、随時対応すること。
- ※沖縄県農業協同組合については、GWサービス加入後とする。
- (3) サービス利用者
 - (2)に対応する金融機関において、預金口座を有し、キャッシュカードを保有しているもの(個人に限る)
- (4)サービス提供日時

24 時間 365 日 (金融機関のシステムメンテナンス等の場合を除く)

※メンテナンス等を実施する際は、受託者は本市に対して事前に報告すること。また、受託者はメンテナンス等の実施時期について、申込受付サイト上に事前に記載すること。

(5)担当課、対象科目等と申込予定件数

課名	科目名	件数
学校教育課	学校給食費等	1,500件/年

※なお、担当課、対象科目については今後増減することがある。

(6) 入力画面

入力科目ごとに作成する。

(7)入力項目

児童・生徒氏名(漢字)、児童・生徒名(フリガナ)、保護者氏名(漢字)、保護者電話番号、児童・生徒生年月日、保護者生年月日、在籍学校、保護者住所、口座名義人(漢字)、口座名義人(カナ)

※入力項目については、今後増減することがある。 最終的な入力項目は本市と協議する。

(8)情報セキュリティに関する公的資格

情報セキュリティマネジメントシステム (ISO/IEC27001)、個人情報保護マネジメントシステム (ISO/JIS Q 15001)、プライバシーマーク、オフィスセキュリティマークのうちいずれかの公的資格を有していること。または、資格同等の情報セキュリティ対策を実施していることを証明できること。

(9)情報セキュリティに関する規程の遵守

- ア 業務上知り得た情報の一切を漏洩してはならず、業務終了後や退職後に おいても同様とする。
- イ 本市が提供するデータや資料の一切を、本業務以外の目的で利用及び複写・複製を行ってはならない。

(10) 障害対応

- ア サーバ等重要な機器を堅牢なデータセンターに設置し、冗長化(二重化等)するなど、大規模災害などに対しても信頼性の高いシステムを導入し、障害発生時に早急な復旧が可能な状態にすること。
- イ システム障害等によりサービス(口座振替等受付結果の還元を含む。) が利用できない事象が生じた場合、受託者は、直ちに本市に報告すると ともに、復旧に向けた対応を行うこと。

- ウ 復旧対応中は対応経過を随時報告すること。
- エ 復旧後、サービスの利用が可能となった際には、直ちに本市に報告する こと。また、障害等の原因及び影響を調査し、再発防止策を講じるとと もに、その結果を速やかに本市に報告すること。

(11)情報セキュリティ対策

- ア 本システムの機密性、完全性、可用性を確保するため、以下のセキュリ ティ対策を講じること。
 - ・通信経路上での暗号化(SSL等)
 - ・ウィルス対策ソフトの導入及びパターンファイルの定期的な更新
 - ・セキュリティパッチの定期的な適用
 - ID・パスワード等によるユーザ認証
 - ・その他、必要なセキュリティ対策
- イ 不正侵入やデータの改ざん等の不正アクセス防止に対する万全のセキュリティ対策が講じられていること。

(12)業務計画の策定

契約締結後速やかに、本業務全体の実施計画書を策定すること。計画には次の項目を盛り込むこと。

- ・業務スケジュール・管理体制
- 個人情報保護体制
- ・入札時、提案書に記載した技術提案項目 (ただし、本市が不適切と判断した項目を除く)

6 契約金額の支払い条件

- (1)本市及び受託者間の請求方法及び支払方法等については、本市及び受託者間で別途定めるものとする。
- (2)導入費用(システム構築費等)の支払い方法については導入完了し、 検査終了後の支払いとする。

7 その他

本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義の生じた事項については、本市と受託者とが協議して定めるものとする。